

歴史的・文化的資産及び周辺自然環境の保存・活用状況に関するアンケート調査(平成19年6月)

○ アンケート対象都市

【第1回歴史的風土の保存・継承小委員会資料7-6より抜粋】

地域	類型	中心都市				特別枠	100選都市	合計 (重複除く)	
		政治中心都市		文化中心都市			100選		
		宮都・幕府都市	国府・要地都市	城下町都市	文化財都市				神道都市
北海道							函館市、小樽市	2	
東北		多賀城市	弘前市	平泉町、 松島町			弘前市、黒石市、平泉町、仙台市、塩竈市、 名取市、多賀城市、岩沼市、松島町、 七ヶ浜町、仙北市	11	
関東		石岡市		日光市	鹿嶋市	日光市	水戸市、川越市、千代田区、中央区、港区、 新宿区、文京区、台東区、横浜市、小田原市、 葉山町、大磯町、箱根町	16	
中部	北陸 甲信越	佐渡市、 高岡市、 小浜市	金沢市、 加賀市、 小浜市		諏訪市		佐渡市、高岡市、金沢市、加賀市、福井市、 小浜市、勝山市、越前市、永平寺町、長野市、 松本市、塩尻市、軽井沢町、小布施町	15	
	東海	高山市、 磐田市		多治見市	伊勢市		岐阜市、高山市、美濃市、恵那市、各務原市、 飛騨市、郡上市、富士宮市、名古屋市、 犬山市、伊勢市、亀山市	14	
近畿	安土町、 木津川市、 五條市、 吉野町	南丹市、 大山崎町		宇治市、 加古川市、 葛城市、 宇陀市、 岩出市、 高野町		宇治市、 姫路市、 五條市、 吉野町	彦根市、近江八幡市、東近江市、宮津市、 木津川市、大阪市、堺市、富田林市、神戸市、 豊岡市、篠山市、生駒市、葛城市、宇陀市、 和歌山市、高野町	25	
中国		倉吉市、 松江市	松江市、 萩市	出雲市、 廿日市市	松江市、 出雲市	広島市、 廿日市市	倉吉市、松江市、大田市、津和野町、岡山市、 倉敷市、高梁市、呉市、尾道市、福山市、 下関市、山口市、萩市、岩国市	17	
四国		坂出市					美馬市、高松市、琴平町、松山市、内子町、 愛南町	7	
九州	朝倉市	太宰府市、 苓崎市、 西都市		豊後高田市、 宇佐市	宗像市、 宇佐市	那覇市、 うるま市、 読谷村、 北中城村、 中城村	北九州市、福岡市、大野城市、太宰府市、 宇美町、佐賀市、唐津市、基山町、長崎市、 熊本市、御船町、別府市、臼杵市、日南市、 日向市、鹿児島市、知覧町	28	
合計		5	15	6	14	8	12	106	135

※ 110都市(回収率81.5%)から180票(回収率80.7%)を回収

◎ 核となる歴史的・文化的資産について

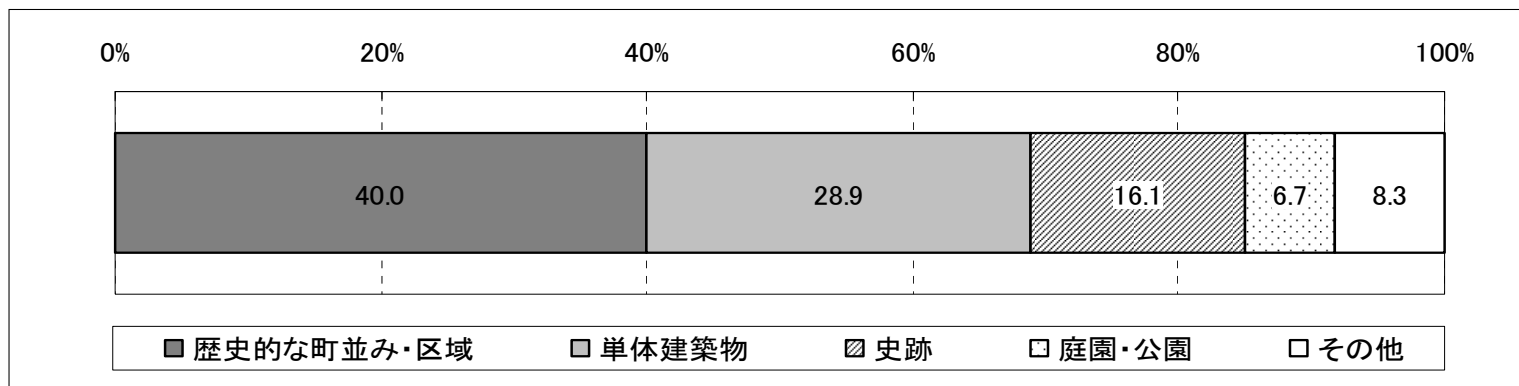
○核となる歴史的・文化的資産の設定と類型

核となる歴史的・文化的資産は、「美しい日本の歴史的風土100選」に選ばれた資産、国指定文化財(国宝、特別史跡、特別名勝、重要伝統的建造物群保存地区)をもとに、1都市につき1～4資産を設定。

核となる歴史的文化的資産の類型区分

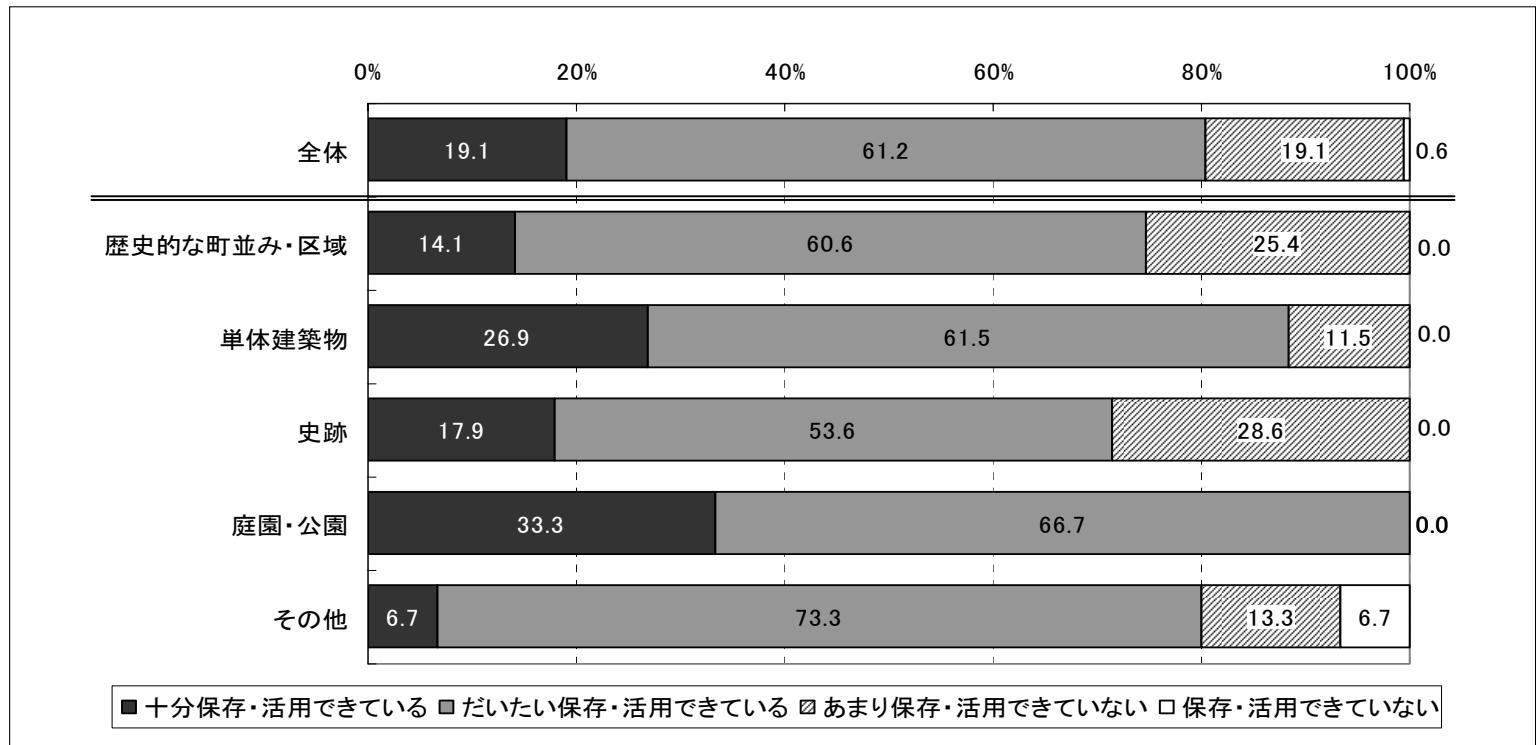
- ①歴史的町並み・区域 : 町並みや地区等の一定の広がりを有する資産
- ②単体建築物 : 社寺・旧宅・町家・城郭等の単体の歴史的建築物
- ③史跡 : 城址や国庁跡、古墳などの遺跡・遺構等
- ④庭園・公園 : 庭園や公園等の園地
- ⑤その他 : 独立峰や河川等の自然、街道、堀割・水路、橋梁等

○ 核となる資産の類型 (合計180資産)



○核となる歴史的・文化的資産の保存・活用状況に対する評価

その都市において核となる歴史的・文化的資産は、面的な町並み・区域という回答が4割を閉めたにもかかわらず、広範囲に広がり、私有地面積も多い歴史的な町並み・区域と史跡は、単体施設に比較して「十分保存・活用できている」という回答が少ない。



○核となる歴史的・文化的資産の保存・活用のために国に關与して欲しい項目

全体：公共及び民間による維持・管理・運営等への補助・助成の要望、公有化のための補助の要望が多い。⇒財政的な支援要望が多い

歴史的な町並み・区域では所有者に対する意識啓発の支援、税制措置の要望も多い。

単体建築物は補助手続きの簡略化、その他は調査の実施・支援等の要望も多い。

表－2 核となる歴史的・文化的資産の保存・活用のために国に關与して欲しい項目

(単位：%)

	「古都」への指定	買い取り・国有化	公有化のための補助	公共による維持・管理等への補助	税制措置 (免除・優遇措置など)	法制度の充実・改正	補助制度の手続きの簡略化	調査の実施・支援等	民間技術者の育成	民間による維持・運営等への助成	資産の価値の伝達・広報	所有者に対する意識啓発	行政職員の意識啓発・技術向上	その他	特になし
歴史的な町並み・区域	0.0	14.7	32.4	48.5	25.0	19.1	19.1	19.1	10.3	44.1	16.2	25.0	13.2	5.9	0.0
単体建築物	2.0	4.0	4.0	20.0	4.0	8.0	24.0	16.0	8.0	16.0	8.0	8.0	8.0	12.0	2.0
史跡	4.2	12.5	25.0	54.2	12.5	4.2	12.5	4.2	0.0	0.0	4.2	0.0	8.3	20.8	4.2
庭園・公園	0.0	0.0	0.0	10.0	0.0	0.0	0.0	10.0	0.0	20.0	10.0	10.0	10.0	10.0	20.0
その他	6.7	13.3	20.0	53.3	0.0	6.7	6.7	33.3	6.7	26.7	6.7	6.7	13.3	0.0	6.7
合計	1.8	10.2	19.8	38.9	13.2	11.4	17.4	16.8	7.2	26.3	10.8	13.8	10.8	9.6	3.0

○核となる歴史的・文化的資産の保存・活用のために国に關与して欲しい項目（自由記述）

具体的な内容について記述があった回答の主なもの

1. 買取り、国有化

- ・所有者の高齡化、世代交代による消失、空き家化、商業目的の売却への対策として有効。
- ・民間施設であり、維持管理に強制力が発生しない。

2. 公有化のための補助

- ・史跡等購入費補助の創設、補助率の維持、アップ。
- ・個人での維持管理が不可能な建造物の公有化への補助。
- ・史跡外の公有化に対する補助制度の確立。

3. 維持・管理等に対する補助

- ・行政と民間や企業、NPOなどが共同で、建物の保存活用事業を推進するための助成。
- ・特別交付税の措置があるものの、担当課の裁量になっていない。

4. 税制措置（免除・優遇措置など）

- ・相続税やまちづくり会社等へ譲渡した場合等の優遇。
- ・景観重要建造物、国登録有形文化財に係る相続税、固定資産税の優遇措置。
- ・企業の保有課税に対する優遇。
- ・買収に係る収用法の適用、譲渡所得税特別控除の適用。

5. 法制度の充実・改正

- ・建築基準法を改正し、木造の構造物を建てやすくしてほしい。
- ・景観法第16条第2項（届出事項の変更）に該当する罰則の強化と広報。
- ・軒裏防火等の基準、4m未満道路の接道義務及び後退規制、軒の道路内への越境など建築基準法の規制緩和。
- ・景観重要建造物の保存活用に対する建築基準法の緩和規定の充実。
- ・国登録有形文化財の建築基準法の適用除外。

6. 補助制度等の手続きの簡略化

- ・国指定重文の修復等の際しての補助申請手続きの簡略化。
- ・建築基準法の現状変更に係る手続きを簡略化してほしい。
- ・間接補助の手続きの簡略化。
- ・補助事業の現行変更申請の免除。

7. 調査の実施・支援等

- ・歴史的・文化的資産の消失を防止するための日常的な調査。
- ・史跡指定に向けた調査に係る専門家の派遣、調査方法などの指導。
- ・建造物に限らず城下町全体の学術調査の実施。
- ・文化財の価値を十分に把握するための詳細な調査に対する補助や支援。
- ・歴史公園整備に係る事前の発掘調査に対する補助。

8. 民間技術者の育成

- ・伝統的建造物の施工技術向上のため、マイスター制度を確立してほしい。
- ・行政職員と民間人が一体となって、技術の育成ができるような研修システムの確立。

9. 民間による維持・管理等への助成

- ・外観補修に対する助成。
- ・環境美化、愛護運動、ボランティア団体活動の推進。

10. 所有者に対する意識啓発

- ・所有者よりも、地域住民に対する啓発、訪問者への理解。
- ・痛んだものも、修理でこんなに良くなるという事例をたくさん見る機会。
- ・代替わりによる新しい所有者への意識啓発の支援。

11. 行政職員の意識啓発・技術向上の支援

- ・研修会等への支援。
- ・情報を得る機会。